

東京外国語大学現代アフリカ 教育研究支援基金取扱要項

〔 令和6年2月21日 〕
規 則 第12号

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学基金規程第8条第2項の規定に基づき、東京外国語大学現代アフリカ教育研究支援基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この基金は、東京外国語大学（以下「本学」という。）におけるアフリカ地域の教育研究及び社会貢献の発展に資することを目的とする。

（事業）

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) アフリカからの受入留学生への支援
- (2) 現代アフリカ地域研究センターの事業への支援
- (3) その他現代アフリカ地域研究センターが必要と認めた事業への支援

（運営）

第4条 基金の運営については、現代アフリカ地域研究センター運営委員会が案を策定し、基金委員会が審議の上、決定するものとする。

（事業の継続）

第5条 事業の継続については、各事業年度の収支の状況、事業の達成状況及び今後の計画等を踏まえて、基金委員会で審議の上、決定するものとする。

（雑則）

第6条 その他本基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学現代アフリカ教育研究基金に関する申合せ（平成29年11月28日制定）は、廃止する。